

個人事業税

この税は、個人が事業を行う場合、事業活動を行う上で様々な行政サービスを受けていることから、その経費の一部を負担していただくという趣旨で設けられたもので、前年中に一定の事業所得のあった方に課税されるものです。

■納める人

県内に事務所(事業所)を有し、次の表に掲げる事業を行っている個人

■納める額

$$\text{税 額} = \text{事業の課税所得金額} \times \text{税 率}$$

区 分	事 業 の 種 類						税 率
第1種事業 (37業種)	物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業	不 動 産 貸 付 業		5%
	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業	電 気 通 信 事 業	運 送 業		
	運 送 取 扱 業	船 舶 定 係 場 業	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業		
	印 刷 業	出 版 業	写 真 業	席 貸 業	旅 館 業		
	料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業	代 理 業	仲 立 業		
	問 屋 業	両 替 業	公 衆 浴 場 業	の うち サウナ等	演 劇 興 行 業		
	遊 技 場 業	遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	不 動 産 売 買 業	広 告 業		
	興 信 所 業	案 内 業	冠 婚 葬 祭 業				
第2種事業 (3業種)	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業				4%
第3種事業 (30業種)	医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業	弁 護 士 業		5%
	司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業	弁 理 士 業	税 理 士 業		
	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業	社 会 保 険 労 務 士 業	コ ン サ ル タ ン ト 業	設 計 監 督 者 業		
	不 動 産 鑑 定 業	デ ザ イン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業		
	ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業	の うち 銭 湯	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業		
	測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業			
	あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ ・ 指 圧 ・ は り ・ き ゅ う ・ 柔 道 整 復 等 そ の 他 の 医 業 に 類 す る 事 業					装 蹄 師 業	3%

事業の課税所得金額

前年の事業の総収入金額から必要経費を差し引き、事業専従者控除、損失の繰越控除、事業主控除等の各種控除を行った金額です。

※ 所得税にある、青色申告特別控除の制度はありません。

必要経費

商品や製品の売上原価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、公租公課(事業税、固定資産税、自動車税等)、使用人の給与等で事業の収入を得るために必要な一切の経費をいいます。

■申告と納税

1 申告

前年分の事業の所得について、毎年3月15日までに、事務所等の所在地を管轄する県の地域振興局・支庁へ申告してください。

ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出された方は、申告の必要はありません。

※ この場合、申告書の事業税に関する事項を漏れなく記載してください。

年の途中で事業を廃止された方は、廃止した日から1か月以内(死亡により事業を廃止した場合は4か月以内)に申告してください。

○ マイナンバー制度の開始により、平成28年1月1日以降に提出する申請・届出書には個人番号を記載する必要があります。

※ 個人番号(マイナンバー)を記載した書類を提出する際、個人番号カード等の提示による番号確認・身元確認が必要となります。

2 納税

県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書によって、年2回(8、11月)に分けて納付します。ただし、税額が1万円以下の方は、8月の1回のみになります。

(口座振替も利用できます。)

■各種控除

種 類	青色申告者	白色申告者
1 事業専従者控除 事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する方がいる場合	事業専従者に支払われた給与額を控除できます。	配偶者………86万円 配偶者以外………50万円を控除できます。
2 損失の繰越控除 事業による所得が損失(赤字)となる場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	控除できません。
3 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・風水害・火災等により事業に使っていた資産(建物・機械・車両等)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	
4 特定非常災害に係る損失の繰越控除 特定非常災害指定を受けた災害により生じた損失の割合が 10%以上である場合	その年に発生した全純損失を5年間にわたって控除できます。	特定被災事業用資産の損失と変動所得に係る損失を5年にわたって控除できます。
	10%未満の場合	特定被災事業用資産の損失を5年にわたって控除できます。
5 事業用資産の譲渡損失控除及び事業用資産の譲渡損失繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械・車両等を譲渡	損失の生じた年及び翌年から3年にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。
6 事業主控除	年額290万円が控除できます。 (事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算します。 (1月に満たない端数は切り上げます。))	

個人事業税の
納税は便利な
口座振替で!



個人事業税は、電話、電気、水道料金等のように、預貯金口座からの振替による納税ができ、大変便利です。ぜひ御利用ください。
詳しくは、県の各地域振興局・支庁へお問い合わせください。